

感染防止対策委員会ニュース 第48号

～感染リネン・ゴミの取り扱いについて～

発行日 2019年7月

発行 ふくの若葉病院 院内感染防止対策委員会

感染リネン・ゴミの正しい取り扱いは 感染予防のための基本の一つです！



感染扱いとなる主な感染症

ウイルス性肝炎 ウイルスによる感染性胃腸炎 带状疱疹
疥癬 多剤耐性菌 活動期の結核 細菌性食中毒 等

感染扱いとはならないもの

(※) MRSA 感染症ではない血液・便・尿・体液などの汚染
(※) 常在菌であるが、これにより重篤な感染症がある場合は感染扱いです。

洗濯物の出し方

* 院内感染防止対策ハンドブック、基準手順 病棟および外来業務B「洗濯物の出し方」を参照

1. 血液感染症陽性患者（HCV・HBS）の血液汚染→感染扱い

- ① ディスポ手袋に家事用ゴム手袋を重ねて、下洗いする。（ガウン、マスク、ゴーグルを着用）
- ② ポリ袋に入れて品名を明記して、青色ポリ袋を掛けてある専用バケツに入れる。



品名を明記



専用バケツ（青色ポリ袋）

- ③感染洗濯専用バケツに入れてあるものは、毎週月曜日に担当者が青色ポリ袋の口を縛り、1F洗濯室へ持って行く。
- ④洗濯室内の汚物庫のある緑色専用ネットに入れたうえで赤色ランドリーバックに入れる。



2. ノロウイルスなどウイルスによる感染性胃腸炎患者の

便や吐物などで汚染→破棄

ノロウイルスは乾燥すると容易に空中に漂い、口から吸って感染することがある。ノロウイルスは少量でも感染するので、便や吐物が付着したリネン類の取り扱いに注意する。

- ① 嘔吐物、下痢便が付着したリネン類はすべて破棄とする。汚染物は青色袋を二重にして密閉し、ピンク色のランドリーバックに入れる。それを医療廃棄物の置き場に持って行く。
- ② 日本海綿業へ連絡する。日本海綿業が引き取り処分してくれる。破棄した分のリネンについては日本海綿業が定期補充。病衣等の代金請求はない。



3. 疥癬患者→感染扱い

- ① リネン・衣類などの洗濯は埃を立てないように静かにまとめて青色ビニール袋に入れる。
- ② 袋に「疥癬」と明記する。
- ③ 青色ビニール袋に入れた洗濯物は、すべて1階洗濯室奥の部屋の赤色ランドリーバックに入れる。
(緑色専用ネットには入れなくてよい)



4. 带状疱疹→感染扱い

患部が痂皮化して乾燥するまでは、
感染扱いとする。
血液感染陽性患者の対応①②③④に準じる。



5. 感染でない患者の体液汚染→普通扱い

- ① 体液（血液、尿、便、浸出液など）が付着したリネンは、普通扱い
- ② ディスポ手袋に家事用手袋を重ねて、簡単に下洗いし（こすらないでいい）ポリ袋（白袋）に入れ、1階洗濯室の洗濯機の横に置く。
- ③ 自前の衣類などについては、汚染がひどい場合は破棄する。（入院時説明）本人、家族が了承されない場合は、家族に渡し処分してもらう。

6. 医療廃棄物

- 1) 血液、体液が付着したものは、ペリール缶に廃棄する。
 - ① ペリール缶の中身が8分目になったら蓋をして医療廃棄物の置き場に廃棄する。
 - ② ペリール缶はバイオハザードマークが見えるよう配置する。
 - ③ アンプルは針捨てBOXに入れ8分目になったらペリール缶に廃棄する。
 - ④ 針捨てボックスの蓋は常時しっかり閉め、使わない時は汚物処置室に置く。
- 2) 血液、体液が付着していないものはペリール缶に捨てず、一般ゴミに捨てる。ただし、点滴セットのエクステンションチューブから下はペリール缶に捨て点滴ボトルと点滴セットは分解せずに可燃ゴミに捨てる。



- 2) バイアル、薬液瓶はペリール缶に入れない。
 - ① スタッフステーション内の指定のゴミ箱に点滴の空き袋を入れて、その中に廃棄する。
 - ② 汚物室に二重にした白のビニール袋（45ℓ）を準備し上記①がいっぱいになったらその中に捨てる。
 - ③ 上記②が8～9分目になったら、医療廃棄の置き場に廃棄する。

